転出するとき

転出が確定しましたら、早めに学級担任へご連絡ください。

豊中市外への転出

住民異動の手続きは、引越先住所、予定日が決まれば手続可能。

豊中市内への転居

転居完了後（14日以内）に届出。

＊事前の届出は不可。

豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の手続きをします。

「転学通知書」が発行されます。

「転学通知書」、「転入学通知書」が発行されます。

・市役所が発行した「転学通知書」を、本校に提出ください。

・本校で「在学証明書」、「教科書給与証明書」を発行します。

転出先の市町村役所で住民異動（転入）の手続きをします。

↓

「転入学通知書」が発行されます。

「転入学通知書」と、本校で発行した「在学証明書」、「教科書給与証明書」を、転入する学校へ提出してください。

留意点

＜教科書について＞

転出先学校が豊中市と同じ教科書を使用している場合、教科書は継続使用します。廃棄しないでください。

＜池田泉州銀行の口座について＞

精算が終わるまでは、口座を解約しないでください。

★市役所に行かない手続き方法（豊中市外への転出時のみ対応）

住民異動の手続きについて、マイナポータルからの転出届（マイナンバーカードを利用したオンライン転出届）や、市役所への郵送による転出届を利用した場合、豊中市役所への来庁は不要となります。**ただし、この場合でも、本校への「転学通知書」の提出は必要です。小中学校では郵送による手続きも行っておりません。**また、**豊中市内での転居の場合は、市役所への来庁が必要です。海外転出の場合は、マイナポータルでの手続きはできません。**詳細は豊中市役所のホームページでご確認ください。（「豊中市　転出」等で検索ください。）ご不明の点等は豊中市役所市民課までお問い合わせください。